

千葉県の農家の皆様へ

令和5年11月版

人・農地プランからのステップアップ

ちいきのうぎょう

将来
の

令和5年

4/1
から

地域農業を
話し合おう！



人・農地
プランが

地域
計画

に見直されまし
た！

これからの 地域農業

農業の担い手や農地の活用について、
地域の皆さんで話し合ってみませんか？



地域計画とは？

- 地域の農業者や関係機関の話し合いに基づき市町村が策定する、地域農業の将来像を示す計画です。
- 農地一筆単位で将来(10年後)の耕作者を定める農地利用の「**目標地図**」を作成する点が、従来の人・農地プランとの大きな違いです。
- 令和7年3月末までに市街化区域等を除く区域で地域計画を策定します。
- 策定単位は、旧町村・旧小学校・大字・土地改良区など、地域の実情に応じた単位で行います。
- 地域計画は策定後も情勢の変化に応じて変更することが可能です。

地域計画は
目標地図を作ります！



地域計画の策定までの流れ

協議の場の設置・協議(既存の協議会等を活用)

協議の結果を取りまとめ・公表

協議の結果を踏まえ、地域計画(目標地図を含む)の案を作成

地域計画の案の説明会の実施・関係者への意見聴取

地域計画の案の公告(縦覧2週間)

地域計画の策定・公表

地域計画の実行・見直し(年1回以上の進捗管理)

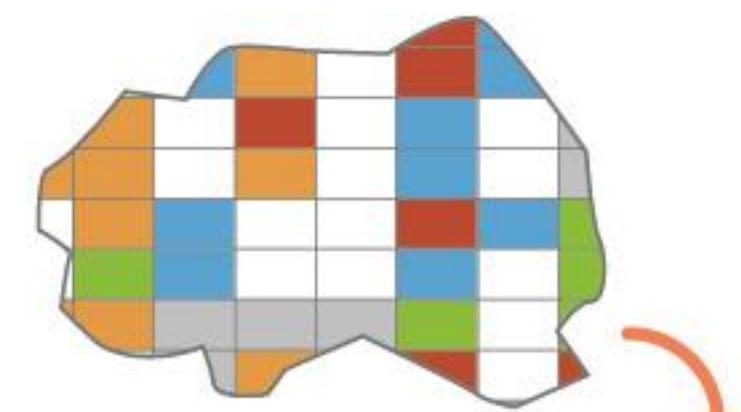


地域の目標となる地図を作りましょう

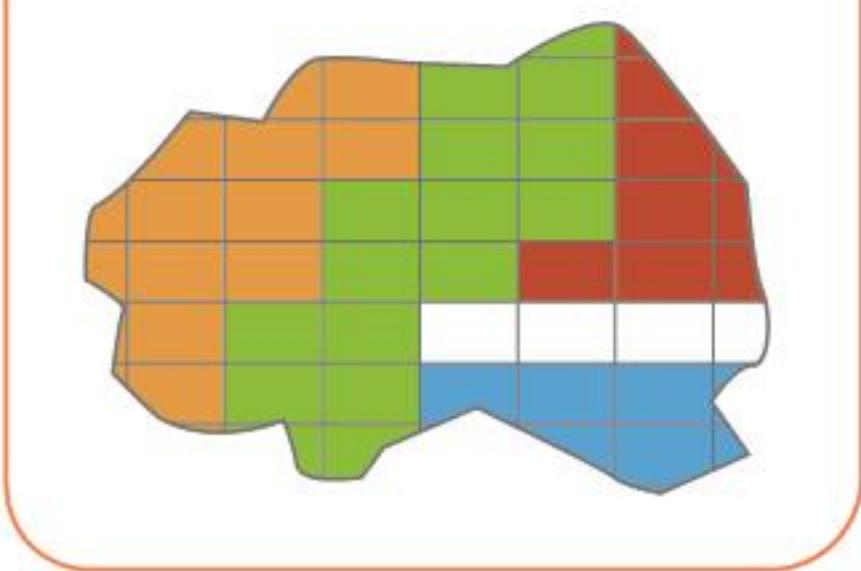
POINT

- 「目標地図」とは、農地一筆ごとに将来誰が耕作するのか定めた具体的な農地利用の姿を明確化した地図のことです。
- 目標地図は、効率的に農作業が行えるよう、耕作者ごとに農地がまとまりのある状態(集約化)を目指します。
- 農地の貸し借りは目標地図に基づいて、農地中間管理機構により行われます(農地法も利用可)。
- 目標地図に記載されただけでは農地の権利設定は行われません。実際の権利設定は、目標年度までの間で農地の出し手、受け手の都合によって柔軟に調整することができます。

現状



目標地図



※受け手が見つからず、将来農業を担う者を示すことが難しい農地については、「今後検討」とし、目標地図の作成後にも調整しながら、目標地図を変更することが可能です。

※地域計画の区域内の農地について、農業振興地域の農用地区域からの除外や農地転用を行う際は、地域計画の達成に支障がある場合、あらかじめ地域計画を変更し当該農地を区域外とすることが必要です。また、農地転用等の予定がある農地は、話し合いの中で地域計画の区域に含めないこともあります。

参考にして
くださいね



Q&A

Q1

地域計画はどこが主体でつくるの？

A1 市町村が主体となって地域計画を策定し公表します。

Q2

協議の場には誰が参加するの？

A2 農業者、農地の所有者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県等が参加します。

Q3

協議の場ではどんなことを検討するの？

A3 地域農業の現状・課題、生産する農産物、将来の農地の利用方法等について検討します。

Q4

兼業農家や自給的農家も目標地図に位置づけるの？

A4 その後の10年間につき農地等を利用する場合は、農業を担う者として目標地図に位置づけます。

Q5

農地中間管理事業ってなに？

A5 千葉県農地中間管理機構が農地を貸したい人から借り受け、目標地図に位置付けられた受け手に対して、まとまりのある形で貸付けする事業です。

地域計画の達成に向けた様々な支援措置

地域計画の①区域や②目標地図に位置付けられた経営体には、様々な支援措置が準備されています。

① 区域を対象とする支援

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- 機構集積協力金のうち地域集積協力金
- 農地耕作条件改善事業
- 農山漁村振興交付金のうち中山間地域等農用地保全総合対策、最適土地利用総合対策 等



② 目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援

- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営開始資金、経営発展支援事業
- スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置 等



※地域計画が事業要件となっている国庫補助事業があるので、確実に策定できるよう早急に取り組みましょう。

地域計画に関するお問い合わせは

地元の市町村の農政担当課又は農業委員会、県農業事務所企画振興課までご相談ください。